

平成21年2月12日
総務局

オーストラリア連邦の火災被害に対する災害見舞金の贈呈について

平成21年2月7日に発生した山火事により甚大な被害を受けたオーストラリア連邦に対して、都は、下記のとおり災害見舞金を贈呈します。

記

1 贈呈先

オーストラリア連邦（駐日オーストラリア大使館経由）

2 贈呈額

3,000,000円（約43,500豪ドル）

問合せ先 総務局総合防災部防災対策課 03-5388-2560
